

(審査案件：諮問第 10 号)

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

教育委員会が行った平成 29 年 1 月 18 日付け公文書公開決定については、請求文書の全てについて公開決定されておらず、妥当ではなかった。ただし、平成 29 年 7 月 27 日付け公文書公開決定をもって公開されている。

### 第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 28 年（2016 年）12 月 26 日、審査請求人は、石垣市情報公開条例（平成 13 年石垣市条例第 23 号。以下「条例」という。）に基づき、「現在中学校で使用している副読本「八重山の歴史と文化・自然」（以下「副読本」という。）について、平成 28 年度限りで、その使用を終了するとした経緯がわかる文書、記録など」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

※H29.1.5 追記「その使用を」を「その事業を」に訂正する。

- 2 平成 29 年（2017 年）1 月 18 日、石垣市教育委員会（以下「実施機関」という。）は本件請求に対し公文書公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成 29 年（2017 年）2 月 3 日、審査請求人は、本件決定に対し「副読本の使用を継続するか否かを協議した内容ではなく「終了とした」経緯が明らかにされていない」との理由で審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が「審査請求書」及び「決定理由説明書に対する意見書」で行った主張はおおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求書における主張

石教教第 1400 号（平成 29 年 1 月 18 日付）公文書公開決定を通知されたが、公開された公文書は、沖縄振興特別推進交付金による事業計画である。審査請求人が求めた「その使用」を「その事業」と訂正を求められたものであり、副読本の使用を継続するか否かを協議した内容ではなく、「終了とした」経緯が明らかにされていない。

#### 2 決定理由説明書に対する意見書における主張

平成 29 年 5 月 26 日付け石教教第 442 号決定理由説明書において、副読本の使用は終了

していないため、使用を終了するとした文書は存在しない旨の説明をし、「その使用」の表記を「その事業」に訂正追記し、公文書公開決定したとあるが、請求人の公開請求は「終了するとした経緯が分かる文書、記録など」である。平成 29 年 3 月 9 日付け石教教第 1679 号公文書公開決定において、①当該副読本について、執筆者からの継続刊行を求める文書（平成 28 年 12 月 2 日付け）②前記文書に対する石垣市教育委員会の回答文書（平成 29 年 1 月 4 日付け）は、請求人が公開請求した平成 29 年 1 月 5 日現在で存在しており、経緯が分かる文書である。

請求人が「副読本の事業（使用）を終了するとした経緯が分かる文書、記録など」の公開請求をしたのは、昨年 6 月議会で副読本の記述について取り上げられ、教育長が答弁しているが、その後の教育委員会定例会の議事録には一切検討した記録がないことから、どこでどのように判断されたか明らかにすべきと考える。一括交付金事業として 2 年間で終了するとして出された公文書、平成 26 年度沖縄振興特別推進交付金事業（市町村分）検証シート【公表用】2 枚目の今後の取り組み方針で「○中学校の授業で活用を働きかける。○郷土を学ぶ入門資料としては、これまでに無い豊富な資料を盛り込んだ教材となっているため、今後も継続して学校へ配布できるよう予算化を図る。○市内全中学校に石垣市の子どもたちが郷土の歴史や文化、自然に誇りと愛着を持ち人間の育成を図るため、郷土を学ぶ教材として配布する。」と高く評価している。定例会に諮らず、執筆者と交渉を進める教育行政に強く疑念を持つものである。

### 3 意見陳述における主張

副読本の事業（使用）を終了するとした経緯がわかる文書を求めたが、公開された文書は、一括交付金の事業計画と検証シートのみである。これら文書から、事業が終了したことは理解できるが、事業の継続の有無について判断された経緯についての文書がない。当然、それらの話し合いがなされた文書が存在するはずである。実際、「副読本の石垣市教育委員会回答について（質問）」及び「副読本の石垣市教育委員会回答への質問について（回答）」のやりとりがあった文書が公開されていない。これらの公文書も開示の対象とすべき文書である。

## 第 4 実施機関の主張の要旨

### 1 決定理由説明書における主張

実施機関が「決定理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

平成 29 年 1 月 5 日に、請求人により「現在中学校で使用している副読本について、平成 28 年度限りでその使用を終了するとした経緯がわかる文書、記録など」の公文書公開請求があった。当初の請求内容には「平成 28 年度限りで、その使用を終了するとした経緯が分かる文書、記録など」とあったが、副読本の使用は終了していないため、平成 29 年 1 月 5 日に、使用を終了するとした文書は存在しない旨の説明をし、「その使用を」の表記を「そ

の事業を」に訂正追記させ、訂正後の同公文書公開請求を受け、平成 29 年 1 月 18 日に、当該事業が終了したことが分かる「平成 25 年度沖縄振興特別推進交付金（市町村）事業計画<個表>」、「平成 26 年度沖縄振興特別推進交付金（市町村）事業計画<個表>」、「平成 25 年度沖縄振興特別推進交付金事業（市町村分）検証シート【公表用】」、「平成 26 年度沖縄振興特別推進交付金事業（市町村分）検証シート【公表用】」以上の文書を公文書公開決定とした。

## 2 意見陳述における主張

副読本は、沖縄振興特別推進交付金事業を活用した事業で、平成 26 年度までに、当該副読本を 2500 部発刊し、当時の全中学生に配布を終えたことから、当該事業自体は終了した。しかし、その使用については、終了していないことから、副読本の使用を終了とした経緯がわかる文書は存在しない。

## 第 5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、条例第 7 条の規定により非公開情報とされる場合を除き公開しなければならず、条例の解釈・運用にあたっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

本審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下のとおり判断するものである。

なお、本審査会は、あくまでも文書の存在の有無や適正な公開の有無等について、審査するものであって、当該副読本に関する継続の可否等については、本審査会の権限外であり、一切関知するものではない。

### 2 判断の理由

本審査会は、実施機関が本件決定を行ったことについて、審査請求人及び実施機関に対し、提出文書及び口答意見陳述等により事実確認を行い、審議した結果、以下のとおり判断するものとする。

実施機関は、本件請求文書について、公文書公開決定をしたが、公開された公文書は、平成 25 年度沖縄振興特別推進交付金（市町村）事業計画<個表>、平成 26 年度沖縄振興特別推進交付金（市町村）事業計画<個表>、平成 25 年度沖縄振興特別推進交付金事業（市町村分）検証シート【公表用】、平成 26 年度沖縄振興特別推進交付金事業（市町村分）検証シート【公表用】である。審査請求人は、これらの公文書のほかに、副読本の石垣市教育委員

会回答について（質問）及び副読本の石垣市教育委員会回答への質問について（回答）についても、審査請求人が求める「副読本の事業（使用）を終了するとした経緯が分かる文書」であり、公開文書の対象に当たるとしている。審査会として、その文書の存在の有無を確認するため、インカメラ審査を行った結果、当該公文書の存在を確認した。その内容については、執筆者から教育委員会あてに副読本の発刊継続を要請するものであり、また、教育委員会からの回答もそれに対する事業の終了と現状を示す内容のものであることを確認した。

よって、本件文書についても、公開請求の対象となる公文書であって、これを保有している実施機関は、条例の規定に基づき公開すべきものであると判断する。

ただし、平成 29 年 7 月 27 日付け公文書公開決定をもって他の公文書も含め、公開されている。

### 3 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 実施機関の対応について

本審査会が確認したところ、実施機関は、当初（平成 28 年（2016 年）12 月 26 日）請求内容に「平成 28 年度限りで、その使用を終了するとした経緯が分かる文書、記録など」と請求があったことについて、副読本の使用は終了していないとし、平成 29 年（2017 年）1 月 5 日に、使用を終了するとした文書は存在しない旨説明をし、「その使用を」を「その事業を」に補正を求め、それに基づき公文書の公開決定をしたとしているが、審査請求人が求める公文書は「終了するとした経緯が分かる文書、記録など」である。審査請求人が求める文書には、副読本の石垣市教育委員会回答について（質問）及び副読本の石垣市教育委員会回答への質問について（回答）の公文書も含まれることから、これらの公文書についても、審査請求人が求める公文書に当たるかを十分検討し、審査請求人との意思疎通を十分に図りながら公開決定をすべきものであったと判断する。

本件請求に限らず、公文書公開請求時において、請求者が実施機関の保有する公文書を特定し難い場合が、ほとんどであり、請求時における実施機関と請求者との面談などで意思疎通を図ることが求められるものであり、実施機関においては、請求時における請求内容の十分な検討、対象文書の特定と請求者への丁寧な説明と対応を求める。

よって、本審査会は、今回の結論の他に、条例の更なる浸透と適切な対応を求める。

## 第6 審査経過

平成29年（2017年） 5月17日 実施機関から諮問書を受領  
5月26日 実施機関から「決定理由説明書」を受領  
6月 5日 審査請求人から「決定理由説明書に対する意見書」  
を受領  
6月 9日 審議（第1回）  
（実施機関から意見聴取）  
7月14日 審議（第2回）  
（審査請求人及び実施機関から意見聴取）  
8月 3日 審議（第3回）  
8月25日 審議（第4回）  
9月19日 答申